

- (6) 幹事は、会長の命を受け、事務局において本連盟の事務を処理する。
- (7) 監事は、会計を監査する。
- (8) 顧問は、会長の諮問に応ずる。
- 第9条 役員を選出は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、評議員会において選出する。
 - (2) 副会長は、評議員会において選出し、会長が委嘱する。
 - (3) 評議員は、本連盟に加盟している高等学校の校長又は教職員とする。
 - (4) 理事長は、理事会において選出する。
 - (5) 理事は、専門部会長、専門委員長、支部長、支部理事長の職にある者及び私立高等学校を代表する者をもってあてる。
 - (6) 幹事は、会長が委嘱する。
 - (7) 監事は、評議員会において選出する。
 - (8) 顧問は、評議員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 第10条 役員は、任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第11条 役員に欠員が生じたときは、必要により補充することがある。ただし、補充による役員は、前任者の残任期間とする。

第4章 機関

資料2 昭和62年度福島県高等学校文化連盟事業計画

1. 福島県高等学校総合文化祭の開催

○昭和62年度第6回・開催地区～県北地区

部 門	期 日	会 場
音 楽	合 唱	福 島 市 音 楽 堂
	吹 奏 楽	福 島 県 文 化 セ ン タ ー
	器 楽	〃
美 術 ・ 工 芸	11月12日～17日	〃
書 道	〃	〃
写 真	〃	〃
演 劇	11月27日～29日	〃

2. 全国高等学校総合文化祭への派遣事業

○昭和62年度第11回・開催地～愛知県・8月4日～7日

3. 会報並びに活動記録集の発行（年1回）

4. 加入専門部に対する事業補助

5. 未加入団体育成のための助成

6. その他 ○芸術鑑賞教室等の紹介

○業績顕著な団体・個人の表彰

- 第11条 本連盟に、次の機関を置く。
 - (1) 評議員会
 - (2) 理事会
- 第12条 機関の構成員は、次のとおりとする。
 - (1) 評議員会は、評議員をもって構成する。
 - (2) 理事会は、理事をもって構成する。
- 第13条 各機関の会議は、会長が招集する。
 - (1) 各機関の会議は、構成員の二分

- 2 評議員は、次の事項を審議し決定する。
 - ア、役員の変更
 - イ、規約の改廃
 - ウ、専門部の設置・改廃
 - エ、事業計画の承認
 - オ、予算・決算の承認
 - カ、その他必要な事項
- 3 理事会は、評議員会の議案を作成の上、委任状はこれをもとめる。
 - (2) 議決は、出席者の過半数による。

資料3 昭和62年度福島県高等学校文化連盟予算

収入総額 12,139,000円

支出総額 12,139,000円

差引残高 0円

○収入の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	摘 要
会 費	11,924,000	公私立高校全日制・定時制、養護高等部
補 助 金	200,000	全国高文連より
雑 収 入	15,000	利子等
合 計	12,139,000	

○支出の部

(単位：円)

費 目	予 算 額	摘 要
事 業 費	4,768,000	事業計画の1・2・3・6
活動補助助成費	4,500,000	事業計画の4・5
事 務 局 費	2,300,000	
分 担 金	171,600	全国高文連負担金
予 備 費	399,400	
合 計	12,139,000	

[注] 支出の部事業費は、県費補助との関係で今後補正の予定。

- 第14条 本連盟の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってあてる。
- 第15条 会費は、次のとおりとする。
 - (1) 全日制的課程 生徒一名につき年額 百五十円
- 第5章 会 計